

## 八戸市農業委員会農政部会議事録

日 時：平成 29 年 3 月 9 日（木）

時 間：午後 2 時 25 分

場 所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、7 番 村上 仁  
8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一  
13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、17 番 赤坂 英夫、18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一  
20 番 下舘 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

5 番 前澤 時廣、6 番 大沢 俊幸、15 番 森園 秀一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主査 高橋 はるか

部会議案案件

議案第 2 号 平成 29 年度農作業標準賃金の決定について

齋藤部会長

本日は、議案の審議がございまして、農政部会委員のみが発言できますのでよろしくお願いたします。  
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。  
議事につきましては、お手元にお配りしております、議事次第に従って進めさせていただきます。  
まず、議事録署名者の指名を行います。議事録署名者につきましては、本職から指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

委員

（「異議なし」の声あり）

齋藤部会長

御異議なしと認めます。よって、本職から指名いたします。  
10 番荒川喜一郎委員、13 番上野正雄委員の両氏にお願いいたします。  
それでは、議案第 2 号平成 29 年度農作業標準賃金の決定についてを議題といたします。事務局から説明願います。

村上 GL

それでは、平成 29 年度農作業標準賃金の決定について説明いたしますので、資料の 1 ページを御覧願います。  
2 月の部会でも説明しておりますが、農作業標準賃金につきましては、農作業に係るパート雇用や農業機械を伴う受委託料金の参考として毎年定めているもので、あくまで参考として定めるものであり、言わば目安となるものですので、実際に作業を依頼する場合は、圃場の条件や作業の難易度などの事情を考慮していただきまして、当事者同士が協議の上、決定して下さるようお願いしているものです。

それでは、標準賃金の案について説明いたします。

1 ページ上段の1 農作業労働賃金についてですが、果樹剪定以外の賃金につきましては、青森県の最低賃金が1 時間当たり 716 円となっておりますので、1 日8 時間労働とし、最低賃金を上回る額として5,800 円としております。果樹剪定につきましては、委員から意見がありましたので、後ほど説明いたします。

資料中段の2 農作業受委託料金につきましては、全ての金額について昨年度と同じ金額としております。

資料下段の果樹剪定作業標準賃金についてですが、2 月の部会で委員の皆様から意見を募集したところ、赤坂委員から賃金の検討について意見がありましたことから、2 つの案を提示しております。

第1 案についてですが、果樹剪定作業以外の農作業労働賃金は、青森県最低賃金の引き上げに伴い上昇しておりますが、平成 25 年度から上昇していない果樹剪定作業についても賃上げを検討してはどうか、という意見がございました。

平成 28 年度と平成 25 年度の果樹の摘果、袋かけ、収穫の賃金を比較したところ、上昇率が1.057 倍となっておりますので、平成 25 年の果樹剪定賃金の8,300 円の1.057 倍で8,700 円としたものでございます。

第2 案につきましては、果樹剪定の標準賃金を設定している近隣の5 町村の金額を平均したところ8,250 円であったため、昨年度と同じ8,300 円としたものでございます。

皆様には、第1 案の8,700 円と、第2 案の8,300 円のどちらかに決めていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、資料の2 ページにつきましては、過去 10 年間の青森県最低賃金の推移と、石油製品価格の推移となっております。

資料3 ページは、当市の平成 19 年度から 28 年度までの農作業標準賃金の推移となっております。

資料4 ページ、5 ページは、青森市や弘前市など県内の主な市とおいらせ町の平成 27 年度と 28 年度の比較表となっております。

資料6 ページ、7 ページは、三八管内の町村の平成 27 年度と平成 28 年度の比較表となっております。

資料8 ページ、9 ページはトラクターによる耕起の作業経費の試算となっております。

いずれの資料も2 月部会で提出いたしました資料と同じものとなりますので、参考としていただければと思います。

以上で説明を終わります。

齋藤部会長

事務局の説明に対し、赤坂委員から補足などございますか。

赤坂委員

いいえ、今説明したとおりです。

齋藤部会長

ただいまの事務局及び赤坂委員の説明に対し、御質問等ございませんか。ないようですので、案1 と案2 の中から、平成 29 年度の果樹剪定作業標準賃金を決したいと思います。御異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声あり)

齋藤部会長

御異議なしと認めます。それでは、採決の方法は、多数決としてよろしいでしょうか。

委員

(「異議なし」の声あり)

齋藤部会長

御異議なしと認め、採決の方法は多数決といたします。

委員

それでは、第1案に賛成の方は挙手願います。

次に、第2案に賛成の方は挙手願います。

それでは、平成29年度の果樹剪定作業標準賃金については、賛成多数により、第1案に決定いたします。

それでは、お諮りいたします。

議案第2号を承認することに御異議ございませんか。

齋藤部会長

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決定しました。

これで、本日の議案審議は終了いたします。

終了

午後2時32分

以上は、3月農政部会議事の顛末であり、相違ないことを証するため署名する。

議事録署名者

平成 年 月 日 農政部会長 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 \_\_\_\_\_

## 八戸市農業委員会農政部会協議会概要

日 時：平成 29 年 3 月 9 日（木）

時 間：午後 2 時 32 分

場 所：八戸市庁別館 2 階 会議室 C

部会委員数 20 名

出席委員数 17 名

1 番 齋藤 正人、2 番 明戸 政勝、3 番 和泉 俊雄、4 番 三浦 慶一、7 番 村上 仁  
8 番 西野 茂雄、9 番 三浦 豊、10 番 荒川 喜一郎、11 番 坂下 彌一、12 番 川畑 修一  
13 番 上野 正雄、14 番 谷地 秀典、17 番 赤坂 英夫、18 番 松橋 剛志、19 番 清川 新一  
20 番 下館 敏、21 番 籠田 悦子

欠席委員 3 名

5 番 前澤 時廣、6 番 大沢 俊幸、15 番 森園 秀一

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司  
主査 高橋 はるか

部会協議会案件

- (1) 平成 28 年度農業委員と農業者との意見交換会の結果について
- (2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦・応募状況について
- (3) 農業者年金加入推進について
- (4) その他

齋藤部会長

続きます、農政部会協議案件に入ります。  
協議案件（1）平成 28 年度農業委員と農業者との意見交換会の結果についてを  
議題といたします。  
事務局より説明願います。

村上 GL

それでは、平成 28 年度農業委員と農業者との意見交換会の結果について説明いた  
します、資料の 10 ページをお開き願います。  
農業者との意見交換会は、去る 2 月 22 日水曜日に八戸パークホテルにて開催い  
たしました。  
出席者は、農業関係者として農業委員のほか、認定農業者、関係団体など合わせ  
て 46 人、アドバイザーは、東北農政局青森県拠点ほか御覧の関係機関から合わせ  
て 7 名、事務局を含めた合計は 58 人でございました。  
内容といたしまして、今回は特別なテーマを設けず、地域農業者の身近な内容に  
したいということで開催いたしました。  
前半では、八戸中央青果株式会社の横町社長から、八戸中央青果と北日本青果の  
経営統合による今後の動向についてと題し、御講演を頂きました。  
後半では、東北農政局青森県拠点のほか、御覧の 3 団体からそれぞれ農業者向け  
の事業の説明をいただいた後、質疑応答、意見交換を行いました。  
意見交換会で出された意見ですが、資料を読み上げます。

海外からの野菜の輸入の動向について教えて欲しい。  
経営統合により今後考えられる問題や生産者への影響はあるか。  
農家数が減っているようだが、新規に就農している方は何人いるか。  
農業競争力強化プログラムの中で輸出に力を入れていくという話があった。  
海外輸出は、為替、品質、ハサップ等様々な問題があると思う。また相手国に届いてから受け入れないという問題が起きた場合など、どのように対応して行こうとしているのか伺いたい。  
肥料が安くなるという話があったが農薬も安くなるのか。また安くなる要因は何か教えて欲しい。  
肥料が安くなった場合、品質はどうなるのか。  
果樹について新たな産地を作っていくという話があったが、具体的にどのようなことか教えてほしい。  
青天の霹靂がデビューした時に、津軽地方でしか作付けできないという話を聞いたが、その時に県南の方でも特A米になるような品種を改良しているという話になっていたが、その後どうなったのか聞きたい。  
となっております。  
皆様には、多数御出席いただくとともに、たくさんの御意見を頂きましてありがとうございました。  
以上で説明を終わります。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないようですので、この案件については終了いたします。  
続きまして、(2) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、応募状況についてを議題といたします。  
まず、会長より一言お願いします。

籠田会長

事務局の説明の前に一言皆様にお礼を申し上げたいと思います。  
募集につきまして、2月の1か月間の期間を置きましたが、皆様の御協力を頂きまして、おかげさまで募集定数に達することができました。ありがとうございました。これからもどうぞ、農業委員会の活動に御協力を頂きますようによろしく願います。  
それでは、事務局から説明をお願いします。

寺沢事務局次長

事務局寺沢より、農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦、応募の状況について御説明申し上げます。  
資料の11ページを御覧願います。1募集期間ですが、先月2月1日から28日までとなっております。  
2推薦、応募状況ですが、市長が任命する農業委員については、定数19人に対し、推薦、応募者数は24人と定数を超過しており、応募、推薦の内訳は記載のとおりです。  
新制度では委員の過半数が認定農業者であることが条件となりますが、14人と基準となる10人を超過しております。また、利害関係のない者を含むことにつきましても1名の応募があり、条件を満たしております。  
農業委員会が委嘱する農地利用最適化推進委員については5地区に分け、それぞれ定数を定めておりますが、市川、下長地区定数4人に対し5人、上長、豊崎地区定数4人に対し5人、館、是川地区定数4人に対し5人、大館、南浜地区定数4人に対し4人、南郷地区定数6人に対し6人の推薦、応募があり、合計では定数22人に対し25人となっております。  
表中、推薦又は応募の数の欄に説明がありますが、各地区ごとに括弧内の数は、

農業委員に重複して申し込んでいる人数を記入しております。この方々が農業委員の候補となり、地区の定数を下回った場合には、その地区で再募集となります。

3今後の予定ですが、4月に農業委員の選考委員会を開催し、候補者を決定し、6月議会で農業委員の任命に同意を求める議案を提出いたします。その際、推進委員が定数に満たなくなった地区は再募集となります。

7月15日から新体制に移行しますが、新農業委員により推進委員を選考し、8月の総会において委嘱されることとなります。

次の12ページには、農業委員に応募があった方々の名簿、13ページには農地利用最適化推進委員の名簿を届け出順で掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

齋藤部会長

何かございませんか。

ないようですので、この案件については終了いたします。

続きまして、(3) 農業者年金加入推進についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

高橋主査

皆様のお手元には加入推進対象者名簿と両面刷りのチラシ、それからパンフレットの方を配付させていただいております。

まず、農業者年金の加入推進活動についてですが、農業委員会では農業者年金基金から委託を受けて、農業者年金への加入推進活動に取り組んでおります。委員の皆様にも加入推進員としての役割を担っていただいているところですが、今回も昨年度に引き続き、重点的に加入推進を行っていただきたい対象者の名簿を作成いたしました。

農業委員の皆様には地域の会合や戸別訪問など、機会を捉えて加入推進を進めていただきたいと思います。

今年度は農業委員の新体制への移行準備等がありまして、農業者年金について研修の機会を設けることができませんでしたが、この場をお借りして加入推進について簡単に説明させていただきます。

まず、加入推進の要素は3つあります。1つ目は、加入要件を満たしているかどうかです。

カラー両面刷りのチラシを御覧ください。上の黄色い部分に要件として、60歳未満、国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業に従事していることとなっております。加入推進の際には、まずこれらの要件が当てはまっているかを御確認いただきたいと思います。

2つ目は、加入の目的についてです。何のために加入するのか動機を持っていたかなければ、加入推進に繋げることができません。

チラシの裏面を御覧ください。目的の1つに老後への備えが挙げられます。サラリーマンと異なり厚生年金がありませんので、月々の生活費の不足分を補うためには農業者年金が必要だという点です。

もう1つ目的となるのは、税金面で節税が見込めるということです。支払った分が全額社会保険料控除の対象となりますので、一般的な民間の個人年金より手厚い優遇となっております。最後に特に若い方への加入推進の際に重要な要素となるのが、政策支援加入があるという点です。

お配りしている冊子の26ページをお開き下さい。若い方にとって月2万円の保険料は負担ではありますが、真ん中の①保険料の補助の要件ア、イ、ウにありますように39歳以下、農業所得が900万円以下、認定農業者かつ青色申告者になっている等の要件を満たせば、保険料の一部が国から補助されます。後継者の方や新規就農者の方には特にこの点についてPRしていただきたいと思います。

農業者年金は、農業でこれから生計を立てていこうという若い方々にとっては税金対策になりますし、何より老後の備えを自分でしっかり作ることにありますので、是非若い方には進めていただきたい年金となっております。

加入推進に際しましては、本日お渡しした冊子を一読いただき、御不明な点などがありましたら、お問い合わせいただければ、随時農業者年金基金に確認しながら回答いたします。また、御要望があれば、戸別訪問の御説明には事務局も同行いたしますし、追加のパンフレットなども準備できますので、積極的な活動をお願いします。

なお、お渡ししております加入推進対象者名簿は個人情報となっておりますので、人に見せたり、放置や紛失等することのないよう取扱いには十分お気を付けください。以上です。

齋藤部会長

ただいまの説明に対し、何か御質問等ございませんか。

委員

(「なし」の声あり)

齋藤部会長

ないようですので、この案件については、終了いたします。  
続きまして、(4)その他を議題といたします。  
農政部会に関わらず、御意見、御質問等、皆様から何かありましたら、お願いいたします。  
何かございませんか。

三浦豊委員

はい。

齋藤部会長

はい、三浦委員。

三浦豊委員

2ページと3ページの間の(3)に収入の配分についてというところでリスクが書いてありますが、年金資金源が下回らないという保証はありませんということなので、これは元金が保証されていないということによろしいのでしょうか。

高橋主査

お答えします。  
マイナスのようになった場合には、準備金が充てられまして、そのマイナス分については充填されると聞いております。

三浦豊委員

今の件についてもう一つ、12ページの連携資金額の試算というところで利回りが2.5%から3%ということなのですが、少し高いような気がしますが、これを計算して破綻しないでしょうか。

高橋主査

利回りについては回答がすぐ出ないのですが、直近の10年間で確か利回りが約2.3%から2.4%で実際に運用されているということでした。ですので、今後どうなるかは分からないのですが、このような試算を数字で出しているのではないかと思います。

三浦豊委員

分かりました。

齋藤部会長

他にないですか。  
ないようですので、本日の案件は終了いたします。  
お疲れ様でした。

終了

午後2時46分